

# 国立大学法人横浜国立大学 電力使用抑制対策本部設置要項

平成23年5月24日

学 長 裁 定

## 第1 対策本部の設置

東日本大震災により、電力供給需要が極めて逼迫している状況となっていることから、本学の電力使用抑制に組織的かつ集中的に対処するため、国立大学法人横浜国立大学電力使用抑制対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

## 第2 対策本部の任務

- (1) 本学における電力使用抑制のための様々な施策の策定
- (2) 本学の電力使用抑制に関する情報発信

## 第3 対策本部の組織

- (1) 対策本部長は学長とし、対策副本部長は、対策本部長が指名する副学長をもって充てる。
- (2) 対策本部員は、理事、部長及び課長等の役職員の中から対策本部長が指名する者をもって充てる。
- (3) 対策本部長は、専門的な事項を処理するため、当該事項に関する識見を有する教職員の協力を得て、対策本部の下に必要な組織を置くことができる。

## 第4 事務

対策本部の事務は、施設部施設整備課が関係各課の協力を得て処理する。

## 第5 雑則

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

## 附 則

- 1 この要項は、平成23年5月30日から施行する。